

○犯罪被害者等の一時避難場所の確保に要する経費の支出について（例規通達）

平成20年 3 月21日

佐本務発第269号

改正 平成23年 3 月佐本企発第102号

令和 5 年 3 月20日佐本広発第53号

犯罪被害により、引き続き自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、本年 4 月 1 日から下記のとおり一時避難場所の確保に要する経費を公費で負担することとしたので適正な運用に努められたい。

記

1 趣旨

被害者等（被害者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）は、自宅が犯罪の現場となったり、破壊されるなどし、物理的に自宅に居住することが困難な状況となるほか、耐え難い精神的苦痛により自宅に居住できなくなるなど、犯罪被害に起因する様々な要因により転居等を余儀なくされる場合があり、そのような被害者等に対し、宿泊施設等の確保による一時避難措置を行い、保護やその精神的・経済的負担の軽減を図るもの。

2 対象者

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、自ら居住場所（公的施設のほか、ホテル等の施設及び親類、知人宅等を含む。）を確保することが困難と認められる被害者等を一時避難措置の対象者とする。

ア 自宅が犯罪の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損などにより、被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況にあるとき。

イ 自宅が犯罪の現場となったため、被害者等が当該自宅に引き続き居住することが、被害者等に精神的な二次的被害を与えるおそれがあるとき。

ウ 被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるとき。

エ その他犯罪の内容、被害者の置かれた状況等を勘案し、署長が一時避難措置を行う必要があると認めたとき。

(2) 署長は、(1)にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、一時避難場所の確保に要する経費を支出しないものとする。

ア 被害申告が虚偽の疑いがあると認められるとき。

イ 被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害を受けたことに関連して被害者に著しく不正な行為があったとき。

ウ 被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

エ 被害者等が辞退したとき。

3 措置の期間

一時避難措置の期間は、次のとおりとする。

(1) 一時的な避難措置として妥当と認められる間（概ね 10 日間程度）

- (2) その他、関係者又は関係機関に引き継ぐ等、一時避難措置を行う必要がないと認められるまでの間

4 支出額

宿泊施設等の利用に要した額とし、飲食費等その他の経費は除く。

5 支出認定

当該事件の処理を担当する警察署の課長（課長代理を含む。）は、一時避難措置が必要な被害者等を認知した場合は、警務部広報県民課と協議の上、犯罪被害者等の一時避難場所の確保に要する経費支出伺書（別記様式）（以下「支出伺書」という。）により、署長の承認を受けるものとする。

6 支出手続

署長は、支出の承認を行ったときは、上記5で作成した支出伺書に宿泊施設等の見積書を添付し、警務部広報県民課長を経由して警務部会計課長に提出するものとする。

また、一時避難措置終了後にあっては、宿泊施設等の請求書を警務部広報県民課長を経由して警務部会計課長に速やかに提出するものとする。

7 留意事項

- (1) 被害者等に対しては、警察が負担できるのは飲食費等を除く宿泊施設等の利用に要した費用のみであることを十分に説明すること。
- (2) 支出科目は、刑事警察費の使用料及び賃借料とする。
- (3) 本制度は、他に居住場所を確保することができない場合の措置であることから、他の施設の利用が可能な場合は、他の施設の利用を優先させること。
- (4) 一時避難場所として使用する施設は、ホテル、ウィークリーマンション等から、事案の内容、地域の事情等を勘案のうえ、一時避難措置に適した施設を選定すること。
- (5) 施設の利用予定日数に変更が生じた場合は、速やかにその旨を警務部広報県民課長を経由して警務部会計課長に報告すること。

別記様式

警務部会計課長 殿

〇〇警察署長

犯罪被害者等の一時避難場所の確保に要する経費支出伺書

事 案 名		
発 生 年 月 日	年 月 日	
事 案 の 概 要		
一時避難場所 確保の必要性		
一時避難措置 対 象 者	住 所 : 氏 名 : 生年月日 : 年 月 日生 (男・女) 被害者との関係 : 本人・その他 () 上記以外の対象者 : 人 (続柄)	
利 用 施 設	所 在 地	
	施 設 名	電話
利用予定日数	日	
支 出 予 定 額	円	
本 件 担 当	所属 : 氏名 :	
備 考		